

平成30年度 指導監査結果

(障害者支援施設)

施設種別 施設名 運営主体	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
障害者支援施設 成美寮 (福)成美学寮	実地監査	無	
障害者支援施設 ボイス (福)史明会	実地監査	1. 利用者から、日用品費及び教養娯楽費(クラブ活動費)として一律の金額を受領していたが、金額の内訳が明確ではなかった。ついては、内訳を明確に示すこと。なお、受領する金額は実費の範囲内であることに留意すること。 【基準省令第18条、第19条】【平成18年12月6日障発1206002号 各都道府県知事宛 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知】	1. 利用者から日用品日及び教養娯楽費として、一律の金額を受領していたが、金額明細を明らかにし、利用者の希望により必要な分を受領する。その旨を重要事項説明書に記載する。教養娯楽費(クラブ活動や創作材料費、スポーツ観戦、ゲーム、カラオケ、模擬店など祭等に係る材料費、入浴(重要事項説明書で記載した回数を超える分)にかかる費用)と日用品費(洗濯代(特殊なものや大量な場合に限る))の根拠を明らかにする。
		2. 生産活動に従事した利用者の工賃は、レクリエーションへの参加費用に、充てられていた。利用者の家族の同意は得ていたが、生産活動に係る事業の収入から必要な経費を控除した額を、工賃として利用者に支払うべきである。ついては、法令等に基づき適正に是正されたい。 【基準省令第85条】	2. 生産活動に従事した利用者の工賃は、利用者個人個人に、毎月直接、業者から現金で支払う。
障害者支援施設 萌あおはに (福)青葉仁会	実地監査	無	
障害者支援施設 いずみ園 (福)ならやま会	実地監査	無	
障害者支援施設 フリーシュタッドなかがわ1番館 フリーシュタッドなかがわ2番館 (福)中川会	実地監査	【共通事項】 1. サービス利用計画及びモニタリング報告書が確認できず、支援計画に作成日が記載されていない利用者が見られた。早急に計画相談事業所よりサービス利用計画の写しを取り寄せ、それを基に支援計画を作成し、利用者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得ること。加えて、少なくとも6月に1度以上モニタリングを実施し、支援計画の見直しを行うこと。【基準省令第23条】	1. 早急に計画相談事業所よりサービス利用計画の写しを取り寄せ、それを基に個別支援計画を作成し、利用者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得た。また、モニタリングを実施し、個別支援計画の見直しを行った。
障害者支援施設 あおはにの家 (福)青葉仁会	書面監査	無	
障害者支援施設 菅原園 (福)大倭安宿苑	書面監査	無	
障害者支援施設 陽気園 (福)ききょう会	書面監査	無	